

生徒の言動に対する転校強要の違
法性

— 雑談に対し転校が強要されたとして生徒からの慰謝料請求が認められた事例 —

神戸地方裁判所平成元年五月二三日判決・判
例時報一三四二号二一〇頁

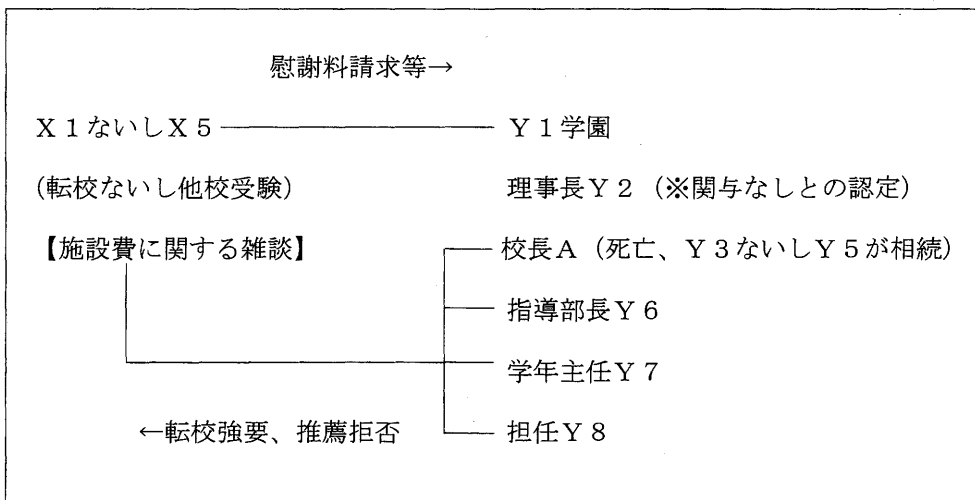
問題の所在

学校内外における生徒の言動に対し、学校の本来的業務の一つとして教育上の指導が及ぶことは、改めて言うまでもないことである。しかしながら、かかる指導の内容が学校に与えられている教育上の裁量を超えて、生徒に損害を及ぼした場合には、かかる指導が不法行為として損害賠償の対象となりうることも明らかである。本稿では、生徒が学校内で授業料等に関して雑談をしたことをとらえて転校を強要したことに対し、慰謝料請求が認容された事案を取りあげ、生徒の言動に対する学校による指導の範囲と限界とについて考えてみる。

事件の概要

被告Y1学園は、兵庫県芦屋市に、y大
学、y女子短大、y高校、y女子中学等の

[事実関係図]



各学校を設置経営している学校法人である。原告X1ないしX5（以下、一括して「Xら」ということがある）は、いずれも、昭和五八年当時、y女子中学の三年生であった。又、被告Y2は、Y1学園の理事長、被告Y3ないし被告Y5は、y高校及びy女子中学の校長であったAの相続人、被告Y6ないしY8は、それぞれ、y女子中学の指導部長、学年主任、及びX1らの担任であった者たちである。

Y1学園は、中学、高校、大学の一貫教育を標榜して生徒を募集しており、しつぱが非常に厳しいが、生徒の個性を尊重する教育方針で、受験勉強から生徒を解放し、クラブ活動に重点を置いていた。又、y女子中学とy高校とは同じ敷地に存在し、校長、学校要覧、生徒心得も共通であり、成績・性行の不良等の事情がない限り、毎年ほぼ全員のy女子中学の卒業生がy高校に特に試験を受けずに進学していた。Xらはいずれも成績は中位ないし上位にあり、それぞれテニス、バレー部等のクラブに所属し、毎朝行われる校門での服装等のチェックで数回注意されたことはあるものの、他

に問題はなく、卒業後y高校へ、さらに短大又は大学に進学するつもりであった。

昭和五八年九月二十九日、学校内で授業料納付書が配布された際、Y2から日頃、Y1学園の校舎改修につき、「校舎は自分が建てた。生徒や父兄（ママ）から寄付は取らない。」との話を聞かされていたのに、納付書に「施設費」という項目があることを疑問に思ったX1ら生徒数名が、「施設費って何やろ。高いなあ。」などと雑談した。その後、X1らは、Y8に施設費について質問をしに行ったが、Y8が他の生徒と話をしている取り合ってくれなかったため、それ以上話題にすることはせず、施設費を含めた授業料を納付した。

ところが、この施設費に関する雑談を知ったAは、Y2や学校当局に対する批判ないし誹謗、中傷であるとして、Y7、Y8に発言者を調査するよう指示した。そして、A、Y7及びY8は、同年一〇月にかけてX1ないしX4及びその保護者らを順次呼び出し、「学校について不満を持っているからそういう発言がでるんだ。施設費につき発言するような者はY1学園にいる資格

はなく、他の公立学校に転校した方がいい」

「そんな発言をするのは生徒も家庭も学校に不満を持っている証拠だ。」「学校に不満があるんだったら、他の安い学校に変わらなさい。」「授業料が高いと思うなら、学校をかわつたらどうか。総長、校長も大変立腹している。」「学校としての意思をいうことで来てもらった。学費について不満があるなら、たくさん学校があるからそこを選べばいい。X1らは思想的にもこの学校に合わない。y高校には推薦できない。」「旨を述べたり、授業中に「このクラスに授業料が高いと言っている者があるがこの学校に居る資格はない。学校から出て行け」と発言した。

同年一〇月二十四日、X4は、通常であればごく軽い処分の対象としかならない頭髪及び数学の教科書を忘れたことを理由に保護者と共に呼び出され、Y6から「教科書を忘れて学習意欲がない、先日も校長から話があった矢先であるのに、このような子供の態度をどう思うか。」「学校をなめているんだ。」「この学校には合わない子だと思います。学校をかわられてはどうですか。」

「明日から学校へ来なくてよい。反省できたら担任に電話しなさい。学校へ来させてあげる。」等と、自宅での謹慎を言渡され、同月二十七日からの中間審査中も登校を認められず、さらに、Y6、Y7及びY8から、「もう指導できない。退学にはしないが、転校してほしい。以後学校に来ることは認めない。」等と転校を迫られ、西宮市立B中学に転校した。

X1ないしX3は、このようなX4に対する措置を聞いたほか、Y8から、「y高校には行けない。どこの学校に移るのか。」「もう早く出ていきなさい。」「いつ転校するのか。」「この学校に不満がある人はさっさとやめて貰って結構です。書類の手続はすぐにできます。」などと言われ続け、保護者と相談のうえ転校を申し入れたところ、Aが転校をしばらく待つようと言いつつ、一〇〇パーセントy高校に推薦できる確約はできないと述べたため、尼崎市立C中学ないしD中学に転校した。

X5は、施設費発言に関与したことを認められた後、呼び出し等をうけることはなかったが、X1らが転校したのはX5が告げ口

をしたからだとの噂が生徒の間で立ち、X

5は同級生からいじめを受けるようになった。そして、翌五九年一月二三日、y女子

中学からy高校への進学のための選考委員

会の際、Y6がX5の進学を問題とし、Y

8がX5に対してy高校には推薦しない旨

を述べるとともに、Y7がX5の保護者ら

に対し、「施設費発言の件で高校には推薦

できない。先にやめた人と調整がとれない。

やめて貰う。県立高校へ入学する準備をし

ておくように。」と申し渡したため、X5

は、y高校への進学を断念し、急遽E学院

高校を受験した。

なお、Xらは、その後各自の努力により、

兵庫県ないしその近隣の大学ないし短大に

進学している。

本件は、以上の事実関係の下で、Xらが

Y1らに対し、慰謝料、弁護士費用計二七

五〇万円の支払を求めたものである。

判決要旨

「A、Y7らはささいな生徒間の雑談で
ある施設費発言をY2や学校当局に対する

批判ないし誹謗・中傷であると把握し、右

発言に不快感を抱き、」Xらに対して「y

女子中学から転校するよう執拗に繰返し求

め」たものであり、「A、Y6、Y7及び

Y8の……不法行為責任は明らかである。」

又、AはY1学園の理事であり、y女子中

学の校長としてXらに転校を強要した以上、

Y1学園にも不法行為責任がある。但し、

Y2がAらを指示してXらに転校を強要さ

せたとの証拠はないから、Y2の責任は認

められない。

Xらは、「中学校中途退校又はエスカレ

ーター式学校における高校進学不能という

不名誉を被ったのみならず、……中学校第

三学年の第二学期又は第三学期から急遽高

校受験勉強を開始せざるをえなくなったこ

とによる精神的不安・混乱は厳しいもので

あったと認められるが、他方、Xらはその

努力によるにしろ、過酷な現実押し潰さ

れることなく、健全に成長し、現在では大

学生又は短期大学生として幸福な生活を送

っていること等をも考え併せると」、Xら

に対する慰謝料は各五〇万円、弁護士費用

は各一〇万円が相当である。

争点の検討

本件は、学校から転校を強要されたこと

に対し、生徒が慰謝料を請求した事案であ

る。類似する裁判例としては、校則違反

(バイク免許の無断取得やパーマ)を理由

に学校から退学勧告を受けた事例(最高裁

判所平成八年七月一八日判決、星野・後掲)

や、エスカレーター式教育あるいは大学附属

学校での上級校への進学を拒否された事例

(大阪地裁平成一六年一〇月二九日判決、

田中・後掲)があるが、本件の特徴として

は、次の三点が挙げられる。

第一に、転校強要のきっかけとなったX

1らの雑談が、客観的にみてごく些細なも

のであったことである。しかも、X1らは、

「施設費を含めた授業料を異議なく納入し

ている以上、みだりに金銭上の話題を行う

ことが望ましくない旨を説諭すれば足りた

筈であり、転校を強要するまでの必要があ

ったとは到底思われない。Y1学園が生徒

のかかる雑談に対してこれほどまでに過剰

に反応した理由は定かでないが、他の事例

とのバランスを考慮しても、本件での転校勧告やY高校への推薦拒否が、その原因事実の段階で既に違法性を帯びていることは明らかである。但し、第三者から見て些細な行為であっても、たとえば宗教上の戒律違反行為等、当該学校固有の教育目的との関連で特に重要と評価されうる場合については、別に考える必要があるであろう。

第二に、Y1学園がXらを転校させようとした際の指導や勧告が、噂を聞いたAの判断とその意を受けたY6、Y7及びY8らによって一方的に行われていることが挙げられる。生徒に対する処分の中でも、特に退学と転校とは、その後における教育を当該学校が行わないとの意味を含む以上、当該生徒を以後教育指導することが不可能ないし著しく困難である事情の有無について、特に慎重な検討がなされてしかるべきである。そのための具体的な手続は、各学校における意思決定の方法や組織によって異なるが、本件で言えば、理事長であるY2に実質的な決定権限があるのなら、Y2の関与が処分の際に不可欠となるし、職員会議において実質的な意思決定が行われ

ているのなら、そこでの議論を経て処分内容が決定される必要がある。従って、本件でのAらの行為は、Y2が関与していないとの認定に基づく限り、独断専行との評価を避け難く、この点からも慰謝料請求が肯定されるものと思われる。

第三に、Xらが転校を強要されたのは、中学三年の一〇月あるいは一月になってからであり、高校進学に重大な支障を与えかねない時期であったことも重要である。一般に、退学や転校処分の違法性の判断は、生徒の当該学校卒業という利益との関係で考慮されるが、現在の高校進学率の高さや、Xらが大学ないし短大への進学希望を有していたこと、かつ、Y1学園が大学ないし短大をも設置運営し、受験教育なしの一貫教育を標榜していたことからすれば、高校受験時期直前になって転校を強要され、その後極めて短期間での受験準備を余儀なくされたXらの精神的衝撃は、第三者が想像する以上に強かったものと考えられる。裁判所は、現在Xらが順調に学生生活を送っていること「をも考え併せ」て慰謝料額を判示しているが、Xらが進学等を無事果た

したことは専らXら自身の努力に依る以上、仮にXらの精神的衝撃がさほど強くなかったとの判断を導くための事情として考慮したのであれば、強い疑問を投げかけざるを得ないように思われる。

本件は、上記のような特徴的な事情が重なるものであったため、慰謝料請求がかなり容易に肯定できたわけであるが、より判断が微妙となる事案が、潜在的に相当数存在していると思われる。教育目的の本質部分に批判ないし違反を行う生徒に対して私立学校がどこまで自己の教育方針の下に指導を行うべきかについては様々な見解がありうるが、いずれにせよ具体的な処分の際には、より慎重な手続と判断があつてしかるべきであろう。

(筑波大学助教・星野 豊)

〔参考文献〕

・植田健男・教育判例百選(第三版) 一一八号九六頁(一九九二年)

・田中洋・本誌二〇〇五年一〇月号一〇〇頁(二〇〇五年)

・坂田仰||星野豊編著『学校教育の基本判例』五二頁(星野豊)(学事出版、二〇〇四年)